

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年4月27日(2017.4.27)

【公開番号】特開2015-154909(P2015-154909A)

【公開日】平成27年8月27日(2015.8.27)

【年通号数】公開・登録公報2015-054

【出願番号】特願2014-172891(P2014-172891)

【国際特許分類】

A 6 1 H 23/04 (2006.01)

A 6 1 H 39/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 H 23/04

A 6 1 H 39/04 W

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月23日(2017.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水又は湯を充満した貯水槽の上部開口部に防水性の可撓性シートを張設し、貯水槽の内部から可撓性シートに向けてジェット噴射して可撓性シートに横臥した人体を可撓性シートを介して押圧してマッサージ効果を付与するように構成したウォーターベッドにおいて、貯水槽の槽ケースに槽ケース外部の電動機に接続した回転軸を軸架すると共に、回転軸に沿って長手方向に移動自在のノズル基台を配設し、前記回転軸に横摺動変換機構を介して直交状態に横移動体を連動連設し、前記横移動体に噴射ホースを有した噴射ノズルを装着することにより、しかも、横摺動変換機構と左右の横移動体と噴射ノズルとにより直交ノズル機構を構成し、前記直交ノズル機構は前記ノズル基台に搭載することにより槽ケースの長手方向を移動可能に構成したことを特徴とするウォーターベッド構造。

【請求項2】

前記横摺動変換機構は、ピニオン、ラックの組合せにより構成したことを特徴とする請求項1に記載のウォーターベッド構造。

【請求項3】

前記横摺動変換機構は、ベベルギヤと螺旋軸と螺旋軸に螺合した横移動体とにより構成したことを特徴とする請求項1に記載のウォーターベッド構造。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明によれば、貯水槽の槽ケースに槽ケース外部の電動機に接続した回転軸を軸架し、前記回転軸に横摺動変換機構を介して左右の横移動体を直交作動可能に連動連設し、前記横移動体に噴射ホースを有した噴射ノズルを装着し、しかも、横摺動変換機構、左右の横移動体及び噴射ノズルが一体で槽ケースの長手方向を移動可能とした直交動力機構を設けたことにより、噴射ノズルは横臥した人体の長手方向に沿って移動しながら同時に、或

いは一旦停止状態で横方向にも直線的に移動することができ、人体の脊椎の両側に直線的にノズルの噴射圧を当てることができる。従って、人体の脊椎の両側に点在する各種のいわゆる「つぼ」に所望の時間、スポット的にマッサージ効果を及ぼすことができることになり、従来十分にできなかつた脊椎両側や首筋周辺の「つぼ」の刺激を持続的にかつ適確に施術することができる効果がある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

また、左右の噴射ノズルは左右の横移動体に装着し、左右の横移動体はノズル基台に敷設した支持レールに摺動自在に載置すれば、簡単な構造により噴射ノズルは安定して確実に直線移動を行うことができる効果がある。